

外国人技能実習制度に係る受入状況調査

平成 30 年調査結果報告書

令和元年(2019年)5月24日

北海道経済部労働政策局人材育成課

目 次

◇調査の概要	1
1 外国人技能実習生〔技能実習1号、2号及び3号（＝1～5年目）〕の受入れ状況	2
（1）技能実習生（1～5年目）の受入数	2
（2）監理団体等の種類別受入数	2
（3）国籍別の受入数	3
（4）業種別の受入数	3
（5）地域別の受入数（振興局管内別）	4
（6）監理団体の種別ごとの実習実施者数（団体監理型）	4
2 外国人技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕の受入状況	5
（1）技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕の受入数	5
（2）監理団体等の種類別受入数	5
（3）国籍別の受入数	6
（4）実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕を受入れた監理団体等の種別	6
3 外国人技能実習生〔技能実習2号イまたはロ（＝2、3年目）〕の受入状況	7
（1）技能実習生（2、3年目）の受入数	7
（2）監理団体の種類別受入数	7
（3）国籍別の受入数	8
（4）技能実習2号イまたはロ（＝2、3年目）を受入れた監理団体等の種別	8
4 外国人技能実習生〔技能実習3号イまたはロ（＝4、5年目）〕の受入状況	9
（1）技能実習生（4、5年目）の受入数	9
（2）監理団体の種類別受入数	9
（3）国籍別の受入数	10
（4）技能実習3号イまたはロ（＝4、5年目）を受入れた監理団体等の種別	10
5 今後の外国人技能実習生の受入予定	11
6 新たな在留資格に係る「登録支援機関」になる予定	11
7 技能実習2号修了者の実習終了後の予定	11
8 技能実習生の受入に関する課題等	12
9 技能実習生と地域社会との共生に向けた取組	13
用語の解説	14

◇調査の概要

○調査の趣旨

道では、本道における外国人技能実習生の受入状況を把握することを目的として、平成 18 年から、監理団体等を対象とした「外国人技能実習制度に係る受入状況調査」を実施しており、この度、平成 30 年の受入状況を調査結果報告書として取りまとめた。

○調査実施期間

平成 31 年 1 月 16 日（水）～ 2 月 28 日（木）

○調査対象

協同組合、農協、商工会・商工会議所など団体監理型の監理団体として、道内での技能実習生〔技能実習 1 号イまたはロ（1 年目）・技能実習 2 号イまたはロ（2～3 年目）・技能実習 3 号イまたはロ（4～5 年目）〕の受入れを行っている道内外の団体、及び企業単独型で道内での技能実習生の受入れを行っている企業を調査対象としている。

○受入れを行っている回答のあった団体等

128 団体等	（内訳）	協同組合	94
		農協	17
		商工会・商工会議所	2
		公益社団・財団法人等	10
		企業（企業単独型）	5

○調査担当課

経済部労働政策局人材育成課（育成企画グループ）
 経済部地域経済局中小企業課（商工団体グループ）
 農政部農業経営局農業経営課（経営企画グループ）
 水産林務部水産局水産経営課（担い手育成グループ）

※留意事項 ～次の点にご留意ください。～

- 1) 本調査は、関係機関などからの情報をもとに、本道で技能実習生の受入れを行っていると思われる道内外の監理団体などに調査を行ったものであり、本道における全ての実習生受入れについて把握したものではありません。
- 2) 本調査においては、調査対象である監理団体に毎回変動が見られることから、前年の調査結果を「参考値」として記載しています。
- 3) 端数処理の関係で、内訳の合計が 100%とならない場合があります。
- 4) 本調査対象期間においては、技能実習 3 号の 5 年目の受入実績はありません。

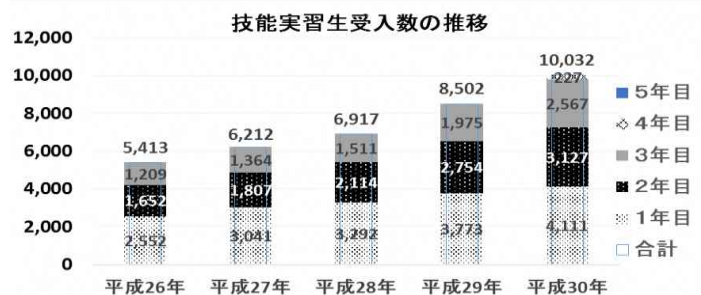
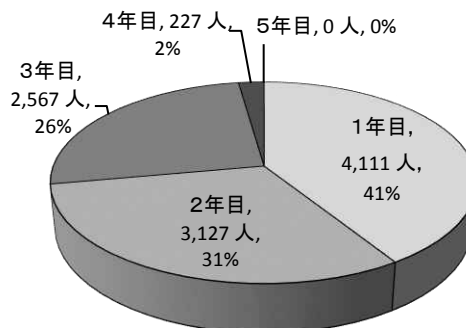
◇調査結果

1 外国人技能実習生[技能実習1号、2号及び3号(=1~5年目)]の受入れ状況

(1) 技能実習生(1~5年目)の受入数

年間受入数 (H30. 1. 1~12. 31)		前年 (参考値)
1年目	4,111	3,773
2年目	3,127	2,754
3年目	2,567	1,975
4年目	227	0
5年目	0	0
合計	10,032	8,502

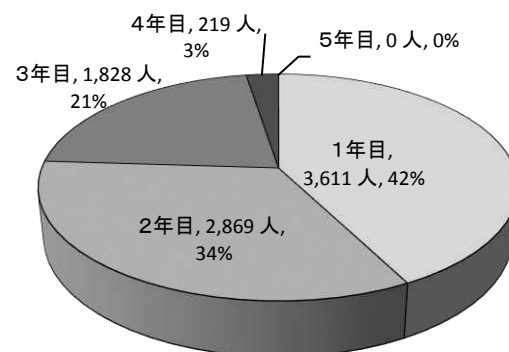
平成30年の年間受入数



<参考>

12月31日時点の在籍数		前年 (参考値)
1年目	3,611	3,155
2年目	2,869	2,556
3年目	1,828	1,463
4年目	219	0
5年目	0	0
合計	8,527	7,174

平成30年12月31日時点の在籍数

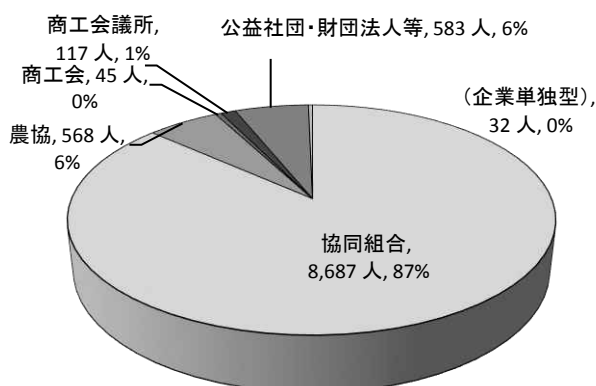


年間受入数は、前年比118%、1,530人増加し、10,032人となった。

※ 年間受入数は、平成30年1月1日から12月31日までの間に受入れた技能実習生の合計で、期間中に新たに受入れた技能実習生(技能実習1号)を「1年目」、技能実習1号から2号に移行した者を「2年目」、実習期間が3年目に入った者を「3年目」、技能実習2号から3に移行した者を「4年目」、実習期間が5年目に入った者を「5年目」とする。また、在籍数は、平成30年12月31日に在籍していた技能実習生の人数で、年途中に帰国した者の数は含まない。

(2) 監理団体等の種類別受入数

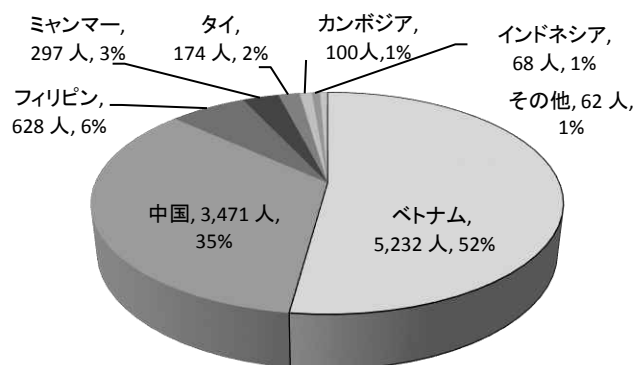
	(人)	前年 (参考値)
協同組合	8,687	7,286
農協	568	638
商工会	45	81
商工会議所	117	111
公益社団・財団法人等	583	367
(企業単独型)	32	19
合計	10,032	8,502



「協同組合」を通じて受入れられた実習生が8,687人で87%、「農協」を通じて受入れられた実習生が568人で6%を占め、両者を合わせると9,255人で92%となっている。

(3) 国籍別の受入数

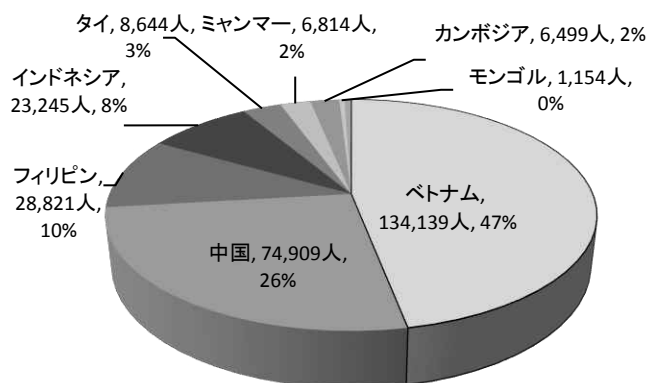
	(人)	前年(参考値)
ベトナム	5,232	3,883
中国	3,471	3,563
フィリピン	628	442
ミャンマー	297	277
タイ	174	184
カンボジア	100	72
インドネシア	68	52
その他	62	29
合計	10,032	8,502



ベトナムからの受入が5,232人で52%を占め、2位の中国は3,471人で35%となっている。ベトナムは前年比135%で1,349人増加している一方、中国は前年比97%で92人減少している。

ベトナムの増加と中国の減少傾向は全国的な特徴となっている。

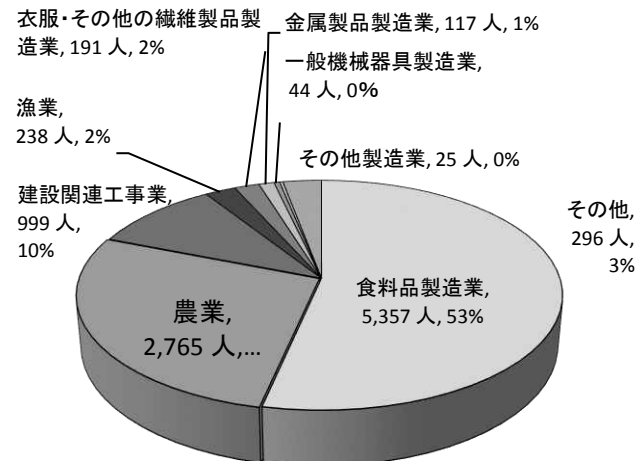
〔参考(全国)〕



(出典: 法務省「在留外国人統計」2018年6月末)

(4) 業種別の受入数

	(人)	前年(参考値)
食料品製造業	5,357	4,848
農業	2,765	2,441
建設関連工事業	999	711
漁業	238	160
衣服・その他の繊維製品製造業	191	135
金属製品製造業	117	17
一般機械器具製造業	44	7
その他製造業	25	10
その他	296	173
合計	10,032	8,502



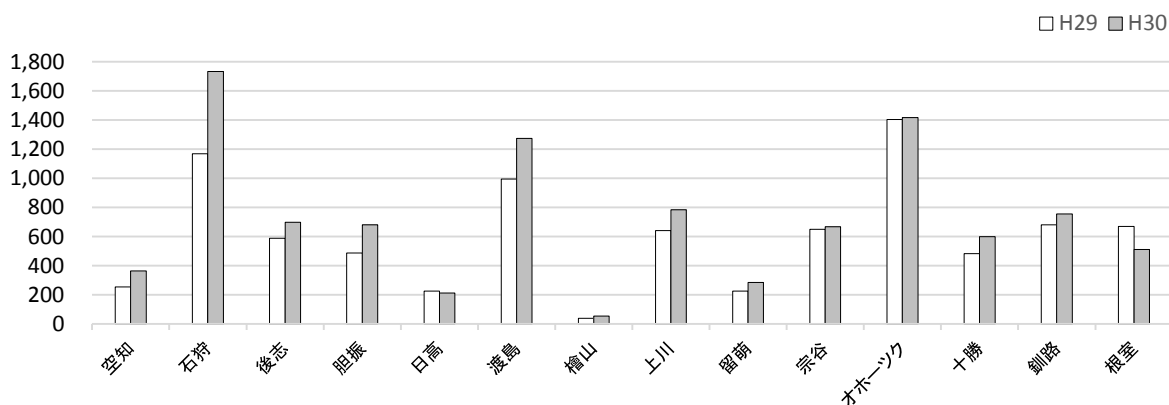
「食料品製造業」と「農業」で81%を占めている。「食料品製造業」5,357人のうち、「水産加工品製造業」が4,016人(75%)となっている。

(5) 地域別の受入数（振興局管内別）

	(人)	業種別受入数（上位3業種）						前年（参考値）
		農業	食料品	建設関連	衣服	漁業	その他	
空知	363	116	82	50			253	
石狩	1,734	921	470	172			1,168	
後志	697	430	225	18			588	
胆振	680	318	193	84			486	
日高	212	147	34	24			225	
渡島	1,274	980	136	53			994	
檜山	53	22	22	7			38	
上川	784	450	134	123			641	
留萌	284	189	43	28			226	
宗谷	668	601	54	7			649	
オホーツク	1,416	1,017	342	39			1,403	
十勝	599	478	63	39			482	
釧路	756	411	256	63			680	
根室	512	269	212	24			669	
合計	10,032						8,502	

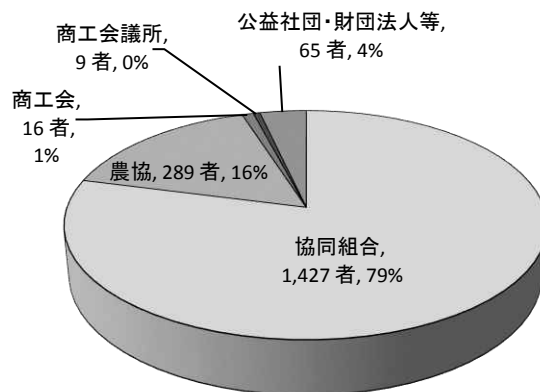
石狩振興局管内17%、オホーツク総合振興局管内14%、渡島総合振興局管内13%、上川総合振興局管内8%の順で受入れが多くなっている。

※ 衣服＝ 衣服・その他の繊維製品製造業
 食料品＝ 食料品製造業
 建設関連＝ 建設関連工事業



(6) 監理団体の種別ごとの実習実施者数(団体監理型)

	(者)	前年（参考値）
協同組合	1,427	1,089
農協	289	335
商工会	16	19
商工会議所	9	8
公益社団・財団法人等	65	63
合計	1,806	1,514



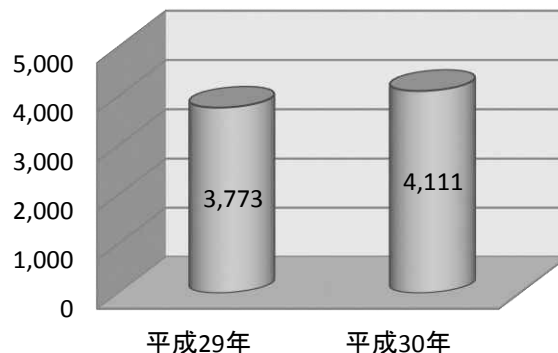
「協同組合」を通じて実習生を受け入れている実習実施者が1,427者と最も多く、次いで「農協」の289者となっている。

2 外国人技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕の受入状況

(1) 技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕の受入数

	(人)	前年(参考値)
年間新規受入数 (H30. 1. 1～12. 31)	4,111	3,773
H30. 12. 31日時点の在籍数	3,611	3,155

年間新規受入数は4,111人であり、前年比109%、338人の増加。
年末時点の在籍数も14%増加している。

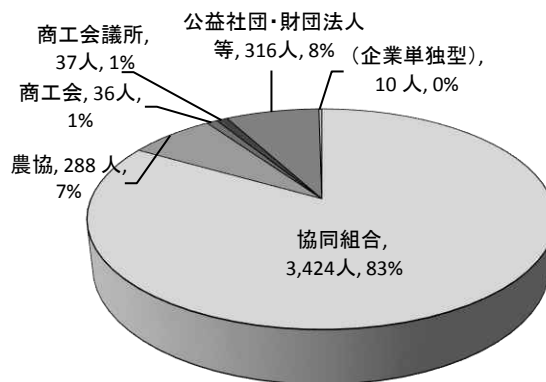


※ 年間新規受入数は、平成30年1月1日から12月31日までの間に新たに受入れた技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕の人数の合計で、前年に入れた人数（年を越えて在籍している者の数）は含まない。
また、在籍数は、平成30年12月31日に在籍していた技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（＝1年目）〕の人数で、年途中に帰国した者や、〔技能実習2号イまたはロ（2年目）〕に移行した者の数は含まない。

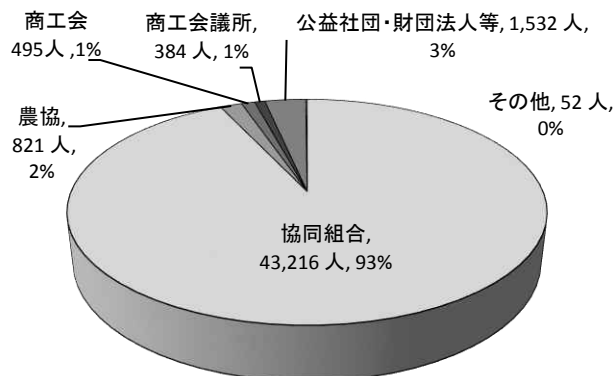
(2) 監理団体等の種類別受入数

	(人)	前年(参考値)
協同組合	3,424	3,079
農協	288	386
商工会	36	49
商工会議所	37	43
公益社団・財団法人等 (企業単独型)	316	205
	10	11
合計	4,111	3,773

「協同組合」及び「農協」を通じて受入れられた実習生は、90%を占める。
特に「農協」は、全国では2%のシェアに限定されるのに対し、7%を占めているのが、本道の特徴である。



〔参考(全国)〕(※JITCO支援、団体監理型の場合)



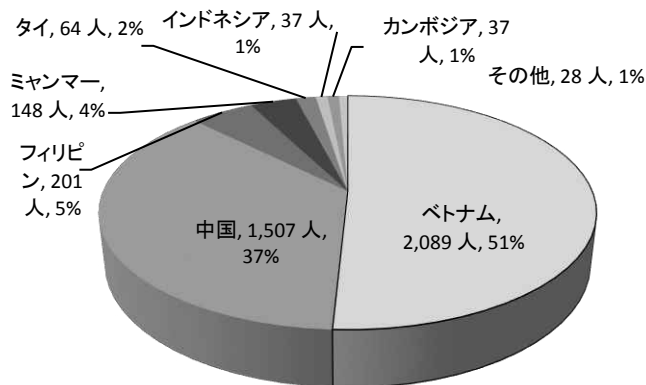
(出典: 2018年度版JITCO白書)

(3) 国籍別の受入数

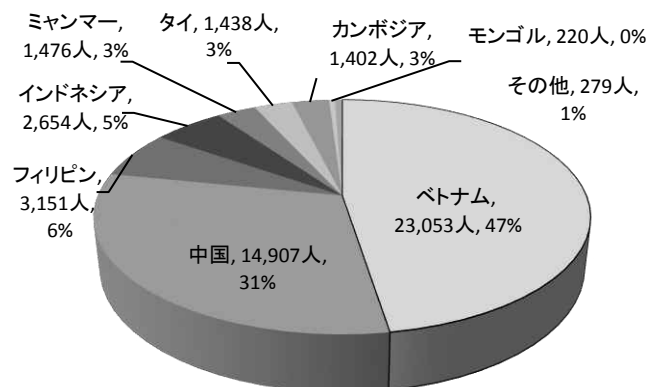
	(人)	前年(参考値)
ベトナム	2,089	1,788
中国	1,507	1,543
フィリピン	201	180
ミャンマー	148	130
タイ	64	83
インドネシア	37	22
カンボジア	37	11
その他	28	16
合計	4,111	3,773

ベトナムが前年比117%、301人増加し、2,089人で一番多く、2番目に多い国は中国で、前年比98%、36人減少し、1,507人となっている。

フィリピンは前年比112%、21人増加、ミャンマーも前年比114%、18人増加している。



[参考(全国)]



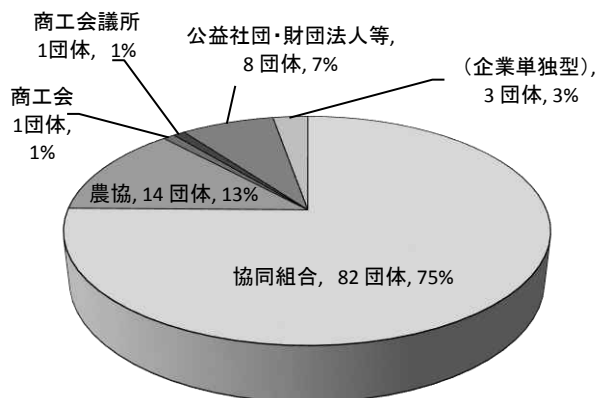
(出典:2018年度版JITCO白書)

(4) 実習生 [技能実習1号イまたはロ (=1年目)] を受入れた監理団体等の種別

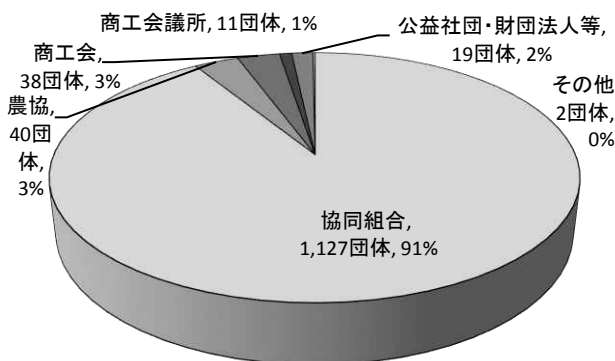
	(団体)	前年(参考値)
協同組合	82	74
農協	14	16
商工会	1	2
商工会議所	1	1
公益社団・財団法人等	8	9
(企業単独型)	3	3
合計	109	105

受入れを行っているという回答のあった全128団体等のうち、技能実習生[技能実習1号イまたはロ(=1年目)]の受入れを行っている団体監理型の監理団体及び企業単独型の企業は、109団体である。

このうち、種別としては、「協同組合」が82団体と最も多く、次いで「農協」が14団体となっている。全国では、「農協」が3%と少数であるのに対し、本道では13%を占めていることが、特徴となっている。



[参考(全国)](※団体数は延べ数)



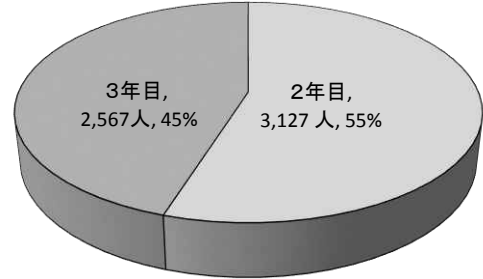
(出典:2018年度版JITCO白書)

3 外国人技能実習生[技能実習2号イまたはロ(=2、3年目)] の受入状況

(1) 技能実習生(2、3年目)の受入数

年間受入数 (H30. 1. 1~12. 31)		前年(参考値)	
2年目	3,127	2,754	
3年目	2,567	1,975	
合計	5,694	4,729	

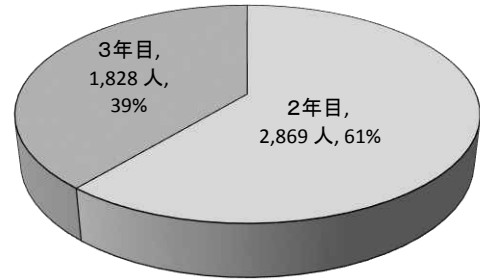
平成30年の年間受入数



<参考>

12月31日時点の在籍数		前年(参考値)	
2年目	2,869	2,556	
3年目	1,828	1,463	
合計	4,697	4,019	

平成30年12月31日時点の在籍数

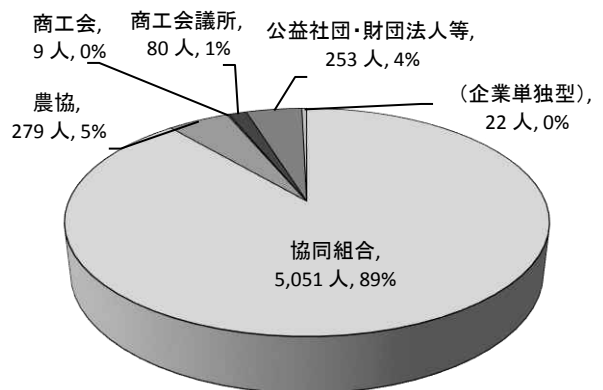


年間受入数は5,694人で前年比120%、965人の増加。また、12月31日時点の在籍数は17%増加している。

- ※ ここで言う技能実習生には、平成30年(1.1~12.31)に在留資格「技能実習2号イ及びロ」で受け入れた者が含まれる。
 - ※ 年間受入数は、平成30年1月1日から12月31日までの間に受入れた技能実習生の合計で、期間中に技能実習1号から2号に移行した者を「2年目」、実習期間が3年目に入った者を「3年目」とする。
- また、在籍数は、平成30年12月31日に在籍していた技能実習生の人数で、年途中に帰国した者の数は含まない。

(2) 監理団体の種類別受入数

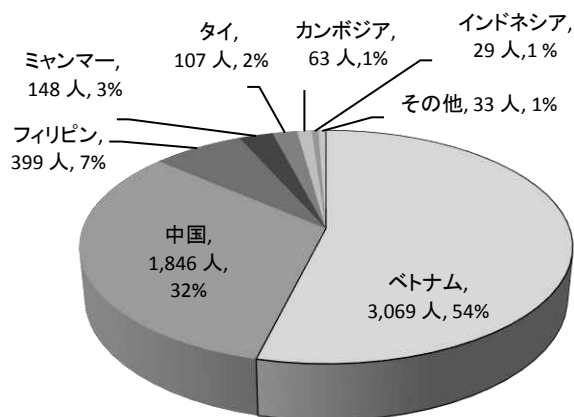
(人)		前年(参考値)	
協同組合	5,051	4,207	
農協	279	252	
商工会	9	32	
商工会議所	80	68	
公益社団・財団法人等	253	162	
(企業単独型)	22	8	
合計	5,694	4,729	



「協同組合」を通じた実習生の受け入れが、89%を占めており最も多く、この傾向は、ほぼ全国と同様となっている。

(3) 国籍別の受入数

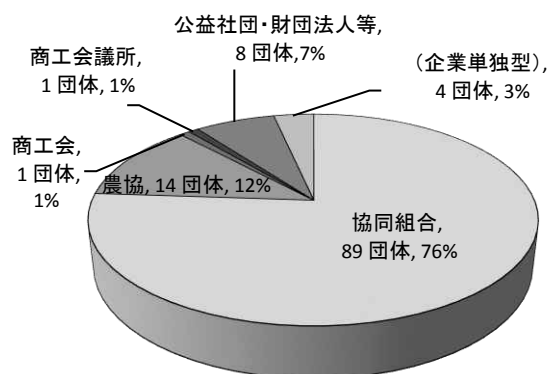
	(人)	前年(参考値)
ベトナム	3,069	2,095
中国	1,846	2,020
フィリピン	399	262
ミャンマー	148	147
タイ	107	101
カンボジア	63	61
インドネシア	29	30
その他	33	13
合計	5,694	4,729



ベトナムが前年比146%、974人増加し、3,069人となり、中国は前年比91%、174人減少し、1,846人となっている。フィリピンも、前年比152%、137人増加し、399人となっている。

(4) 技能実習2号イまたはロ(=2、3年目)を受入れた
監理団体等の種別

	(団体)	前年(参考値)
協同組合	89	69
農協	14	14
商工会	1	2
商工会議所	1	1
公益社団・財団法人等	8	6
(企業単独型)	4	1
合計	117	93



受入れを行っているという回答のあった128団体等のうち、技能実習生(2、3年目)の受入れを行っている監理団体及び企業単独型の企業は、117団体である。
「協同組合」が89団体と最も多く、次いで「農協」が14団体となっている。

4 外国人技能実習生[技能実習3号イまたはロ(=4、5年目)] の受入状況

(1) 技能実習生(4、5年目)の受入数

年間受入数 (人) (H30. 1. 1~12. 31)	
4年目	227
5年目	0
合計	227

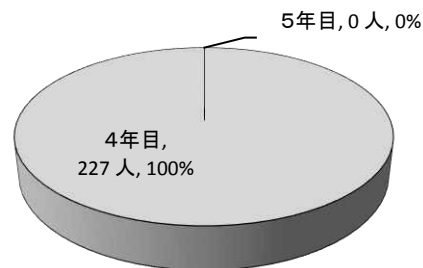
<参考>

12月31日時点の在籍数	
4年目	219
5年目	0
合計	219

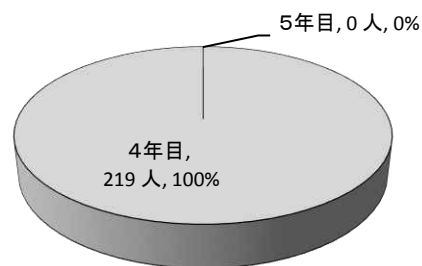
年間受入数は227人、12月31日時点の在籍数は219人となっている。

- ※ ここで言う技能実習生には、平成30年(1.1~12.31)に在留資格「技能実習3号イ及びロ」で受け入れた者が含まれる。
 - ※ 年間受入数は、平成30年1月1日から12月31日までの間に受入れた技能実習生の合計で、期間中に技能実習2号から3号に移行した者を「4年目」、実習期間が5年目に入った者を「5年目」とする。
- また、在籍数は、平成30年12月31日に在籍していた技能実習生の人数で、年途中に帰国した者の数は含まない。

平成30年の年間受入数



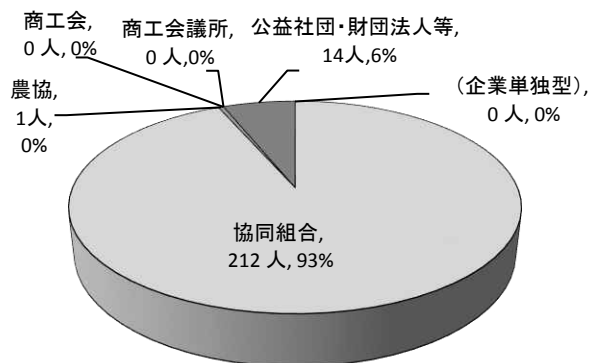
平成30年12月31日時点の在籍数



(2) 監理団体の種類別受入数

(人)	
協同組合	212
農協	1
商工会	0
商工会議所	0
公益社団・財団法人等	14
(企業単独型)	0
合計	227

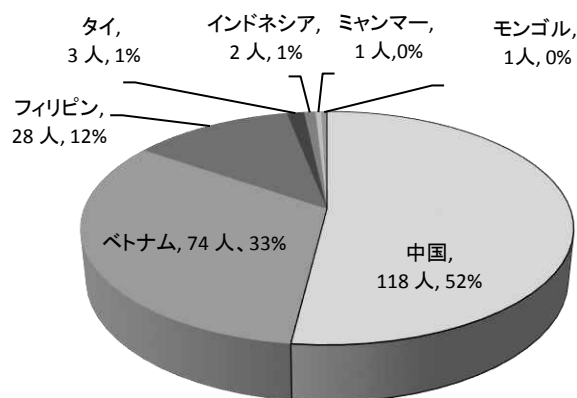
「協同組合」を通じた実習生の受け入れが93%であり、大半を占めている。



(3) 国籍別の受入数

	(人)
中国	118
ベトナム	74
フィリピン	28
タイ	3
インドネシア	2
ミャンマー	1
モンゴル	1
合計	227

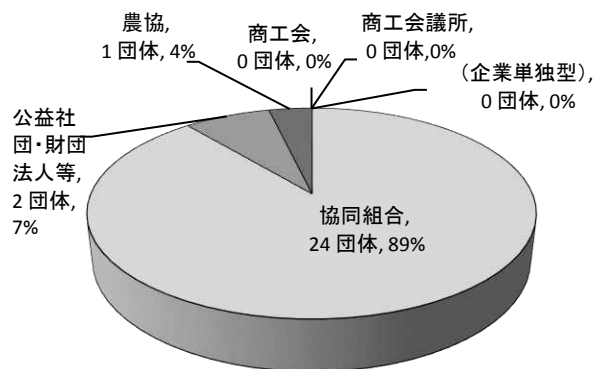
中国が118人で最も多く52%、次に多い国はベトナムで74人、33%、フィリピンが28人、12%と続いている。



(4) 技能実習3号イまたはロ(=4、5年目)を受入れた
監理団体等の種別

	(団体)
協同組合	24
公益社団・財団法人等	2
農協	1
商工会	0
商工会議所	0
(企業単独型)	0
合計	27

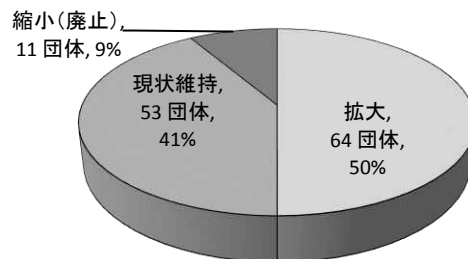
受入れを行っているという回答のあった128団体等のうち、技能実習生(4、5年目)の受入れを行っている監理団体及び企業単独型の企業は、27団体である。
「協同組合」が24団体と大半を占めている。



5 今後の外国人技能実習生の受入予定

	(団体)	前年(参考値)
拡大	64	52
現状維持	53	53
縮小(廃止)	11	9
合計	128	114

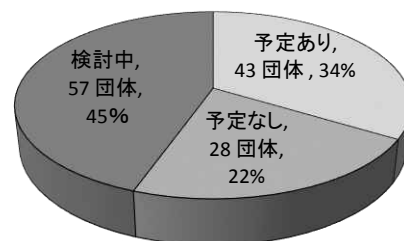
受入れを行っている128団体等のうち、今後、受入を拡大したいと回答のあった団体は64団体となっている。
現状維持と合わせると91%を占めており、今後も受入数は増加が見込まれる。



6 新たな在留資格に係る「登録支援機関」になる予定

	(団体)
予定あり	43
予定なし	28
検討中	57
合計	128

受入れを行っている128団体等のうち、今後、新たな在留資格に係る「登録支援機関」になる予定と回答があったのは43団体であるが、検討中との回答が57団体と最も多い。

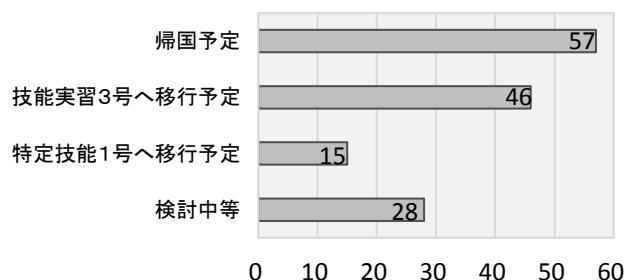


7 技能実習2号修了者の実習修了後の予定

	(団体)
帰国予定	57
技能実習3号へ移行予定	46
特定技能1号へ移行予定	15
検討中等	28
合計	146

※複数回答あり

受入れを行っている128団体等のうち、帰国予定と回答のあったのは57団体で最も多く、技能実習3号へ移行予定と回答のあったのは46団体、特定技能1号へ移行予定と回答のあったのは15団体である。



8 技能実習生の受入に関する課題等

【外国人技能実習法に基づく業務関係】

- 北海道は面積が広いいため、外国人技能実習法に対応するための監査の負担が大きく、スタッフの採用・育成が必要。
- 申請書類の量が多く、監理団体や実習実施者の事務負担が大きい。申請書類の簡素化、電子化を希望する。
- 技能実習生が帰国する際、満期期間の帰国であっても数日早いだけで実習困難時届出書の提出が必要になるが、冬の北海道では雪の影響による遅れを考慮し帰国航空券を少し早めにとるところが多いので、運用を改善してほしい。
- 改善されつつあるが、外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請に係る審査期間が長い。
- 外国人技能実習機構の事務所ごとに見解が変わる場合がある。
- 技能実習評価試験の受験料が高い。
- 日本の制度改正により外国側で混乱が生じ、入国に時間がかかる。

【職種関係】

- 技能実習2号移行対象職種の追加を希望(育成牛飼育)。
- 技能実習が可能な職種における各作業の定義と、実際の作業内容との間に微妙な相違が生じている。

【能力開発関係】

- 技能実習生の日本語能力レベルの向上(市町村にボランティアの日本語教室が少ない)
- 外国人が受講できる技能講習(玉掛け、クレーン、建設機械等)が少ない(少人数では開催してくれない)。

【その他】

- 振興局や自治体との連携(宿舍の確保等)
- 送出機関が実習生を日本に送り出すための手数料の額が妥当かどうか。
- 技能実習生の失踪防止や実習生同士の生活トラブルへの対応。
- 新たに特定技能での受入れが始まったが、今後技能実習制度が継続されるのか不安。

9 技能実習生と地域社会との共生に向けた取組

【交流イベント等】

- 地域や社内のイベントの情報提供、企画。
 - ・食事会、新年会・忘年会、バーベキュー、誕生日会、ビアガーデン、焼肉交流会
 - ・初詣、成人式(振袖提供)、豆まき、旧正月祝い(テト祭)、お花見、夏祭り、盆踊り(浴衣提供)、花火大会、七夕、運動会、学芸会、クリスマス会、雪まつり
 - ・カラオケ大会、ボーリング大会、釣り、ホッケーやカーリング体験会、山登り、山菜採り、スキー、地域サッカーチームへの参加、パークゴルフ大会
 - ・社寺仏閣探訪、実習生による母国料理会、大型スーパーへの買い物引率、温泉旅行、フラワーアレンジメント講習会、着物の着付体験、博物館等文化施設の見学、酪農関係現地研修会
- 地域のボランティア活動(ゴミ拾いや冬の除雪作業、マラソン大会のスタッフ)
- 老人介護施設や地元学校との交流促進を支援。

【自治体や警察署との連携】

- 定期的に実習生配属地域の管轄警察署や市町村との情報交換を実施(実習生の人数や在留期間等)。
- 転入手続の際、実習実施者が市町村の担当者へ実習生とともに挨拶。
- 市において「国際交流サロン運営委員会」を発足、日本文化の学習会等を開催。
- 入国時講習において、自治体や警察の協力を得て、防災・災害時講習を実施。保健所の協力により、健康についての講習を実施。
- 入国時講習の講習会場に、市の公共施設を無償貸与。

【日本語教室等】

- 市役所等で日本語ボランティア情報を収集し、実習実施機関や技能実習生に案内。
- 日本語通信教育を実施。
- 実習実施機関が市に働きかけ、日本語学習会を開催。
- 日本語試験の紹介、受験時の無料送迎、教材の貸与、受験手続の代行、合格祝い支給、賞状作成。
- 監理団体に母国語相談窓口を設置し、24時間体制で対応。

◇用語の解説

外国人技能実習制度

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最5年）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、平成29年11月1日に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（技能実習法）が施行された。
- 技能実習生は、入国後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用される。

【技能実習の区分】

- ・技能実習生の行う活動内容により、入国後1年目の技能等を修得する活動と、2・3年目の修得した技能等に習熟するための活動、4・5年目の技能等に熟達するための活動に分けられ、対応する在留資格は、「技能実習」。

区 分	入国1年目	入国2年目・3年目	入国4年目・5年目
企業単独型	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習2号イ」	在留資格「技能実習3号イ」
団体監理型	在留資格「技能実習1号ロ」	在留資格「技能実習2号ロ」	在留資格「技能実習3号ロ」

- ・技能実習2号に移行できる職種は、80 職種 144 作業。（平成31年3月14日現在）

【技能実習法の概要】

□技能実習制度の適正化

- ・監理団体は許可制、実習実施者は届出制。技能実習計画は個々に認定制。
- ・主務大臣に代わって許認可など制度運営を行う「外国人技能実習機構」を設置。
- ・通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。

□技能実習制度の拡充

- ・優良な監理団体等に対して実習期間を最大5年間に延長。人数枠を倍増。

団体監理型

- ・受入れ団体がその構成員である企業等と協力して行う技能実習生の受入れ形態。
- ・受入れ団体を「監理団体」、企業等を「実習実施者」と呼ぶ。
- ・監理団体として技能実習生を受入れることのできる団体としては、非営利の団体（協同組合、商工会・商工会議所、農協、漁協など）であり、実習実施者としては、その会員企業や農家などである。

企業単独型

- ・海外の現地法人、合併企業などを通じて企業が単独で行う技能実習生の受入れ形態。

JITCO(ジツコ)

- ・公益財団法人 国際研修協力機構。
- ・外国人技能実習制度の適正かつ円滑な推進に寄与することを目的に、平成3年に法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の5省共管の公益法人として設立され、平成 24 年4月に内閣府所管に移行。
- ・東京の本部の他に全国に12カ所の駐在事務所を持ち、受入れ機関等への支援を行っている。

外国人技能実習機構

- ・外国人の技能、技術又は知識の修得、習熟又は熟達に関し、技能実習の適正な実施及び技能実生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とし、平成 29 年1月 25 日に設立。
- ・主務大臣は法務大臣及び厚生労働大臣。
- ・技能実習計画の認定、監理団体の許可に関する調査、実習実施者・監理団体への実地検査、技能実習生に対する相談・援助及び転籍の支援、技能実習に関する調査・研究等を行う。
- ・東京の本部の他に全国に 13 カ所の地方事務所及び支所を持つ(8地方事務所、5支所)。

特定技能

- ・中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくことを目的に、平成 31 年4月から施行された新たな在留資格。
 - 特定技能1号:特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。
 - 特定技能2号:特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。

登録支援機関

- ・特定技能外国人の受入れ機関との支援委託契約により、特定技能外国人支援計画に基づき、支援業務を行う個人又は団体。